

各位

時下 ますますご清栄のことお慶び申し上げます。

また、日頃から医療保険の事業運営にご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

厚生労働省から発出される通知等につきまして、別添のとおり送付いたしますのでよろしくお願いいたします。

<厚生労働省通知等>

【6月17日付け】

- ・遠隔死亡診断補助加算における施設基準を満たすことを証明する書類について（令和6年6月17日付事務連絡）
- ・（別添）「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」に基づく研修の修了証の事業名の記載について

【6月18日付け】

- ・疑義解釈資料の送付について（その8）（令和6年6月18日付事務連絡）

【6月20日付け】

- ・疑義解釈資料の送付について（その9）（令和6年6月20日付事務連絡）

【6月21日付け】

- ・感染症免疫学的検査の取扱いについて（令和6年6月21日付事務連絡）

<九州厚生局ホームページ掲載場所>

九州厚生局 > 業務内容 > 保険医療機関・保険薬局の方へ > 通知等について > 保険医療機関等に関する通知について(令和6年度)

(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/iryu_shido/06tsuuchi_00001.html)

九州厚生局 > 業務内容 > 保険医療機関・保険薬局の方へ > 通知等について > 診療報酬改定に関する疑義解釈資料について

(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/iryu_shido/shinryohoshu_gigikaisyaku.html)

厚生労働省 九州厚生局 医療課

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前3-2-8

住友生命博多ビル4F

Tel:092-707-1123

事務連絡
令和6年6月17日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主幹部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

遠隔死亡診断補助加算における施設基準を満たすことを証明する書類について

遠隔死亡診断補助加算における施設基準については、「情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が配置されていること」とされているところであり、擬態的には、「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和6年3月28日付け保険局医療課事務連絡）等において、当該研修に該当するものとして、「ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業」（令和2年度～）により実施されている研修」と示したところで

す。
今般、別添のとおり令和2年度以降の研修に係る修了証についての取扱いが示されましたので、施設基準の届出に係る審査等に当たっては、当該取扱いとしていただくようお願いいたします。

（参考1）「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和6年3月28日付け保険局医療課事務連絡）抜粋

問 178 C005」在宅患者訪問看護・指導料の注 18 に掲げる遠隔死亡診断補助加算（「C005-1-2」の注6の規定により準用する場合を含む。）の施設基準において求める看護師の「情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修」には、具体的にはどのようなものがあるか

（答）現時点では、厚生労働省「在宅看取りに関する研修事業」（平成29～31年度）及び「ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業」（令和2年度～）により実施されている研修が該当する。

（参考2）「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和4年3月31日付け保険局医療課事務連絡）抜粋

問 12 遠隔死亡診断補助加算の届出基準において求める看護師の「情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。

（答）現時点では、厚生労働省「在宅看取りに関する研修事業」（平成29～31年度）及び「ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業」（令和2年度～）により実施されている研修が該当する。

事務連絡
令和6年6月17日

保険局医療課 御中
老健局老人保健課 御中

医政局医事課
医政局看護課

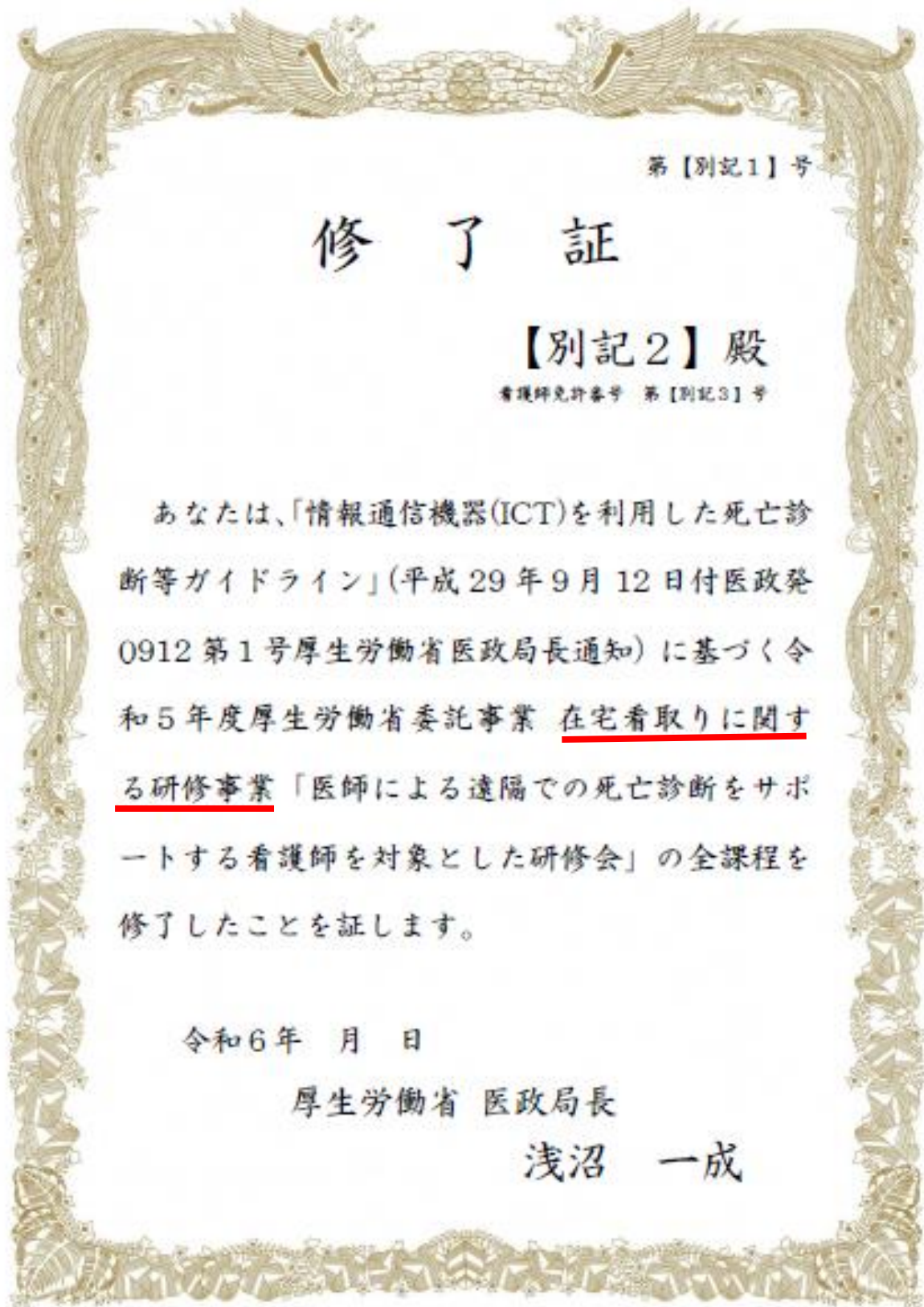
「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」に基づく
研修の修了証の事業名の記載について

「ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業」は、令和2年度に「在宅看取りに関する研修事業」から現在の事業名に変更され、その修了証については、現在の事業名を省略して「在宅看取りに関する研修事業」と記載して発行しているところであり、令和2年度以降に発行された「在宅看取りに関する研修事業」と記載された修了証については「ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業」の修了証として取り扱っているところです。

つきましては、診療報酬及び介護報酬に関する事務に当たっても、そのように取り扱っていただくようお願いいたします。

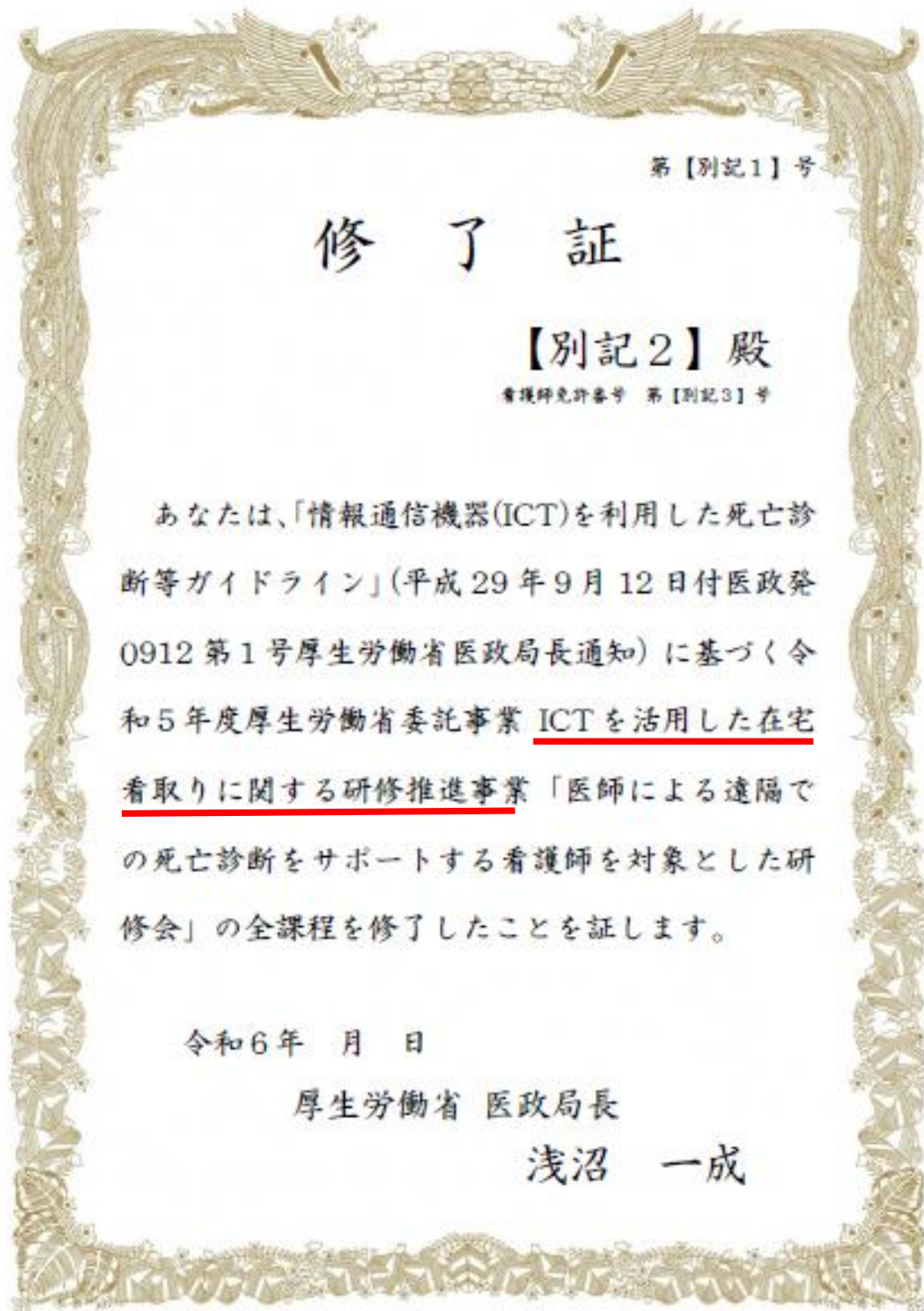
なお、本日以降発行する修了証については、「ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業」に記載を改めることを申し添えます。

(参考1) 修了証様式 (令和6年6月14日以前)



(参考2) 修了証様式 (令和6年6月14日以降)

※令和2年度以降の事業に係るものに限る



事務連絡
令和6年6月18日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その8）

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発0305第4号）等により、令和6年6月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添1から別添4までのとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

医科診療報酬点数表関係

【経過措置】

問1 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発0305第5号)の別添2「入院基本料等の施設基準等」において、「意思決定支援の基準」及び「身体拘束最小化の基準」については、令和6年3月31日において現に入院基本料又は特定入院料に係る届出を行っている病棟又は病床については、令和7年5月31日までの間に限り当該基準を満たしているものとされているが、令和7年5月31日までの間に、入院基本料又は特定入院料の施設基準を変更した場合の当該経過措置の取扱い如何。

(答) 令和6年3月31日において、入院基本料又は特定入院料に係る届出を行っている病棟又は病床について、令和7年5月31日までの間に当該施設基準の変更の届出を行った場合も、令和7年5月31日までの間に限り「意思決定支援の基準」及び「身体拘束最小化の基準」を満たしているものとする。

【診療録管理体制加算】

問2 「A207」診療録管理体制加算の施設基準において、「ネットワークから切り離れたオフラインで保管していることについては、医療情報システム・サービス事業者との契約書等に記載されているか確認し、当該契約書等の記載部分についても届出の添付資料とすること」とあるが、オフラインでのバックアップの保管にあたり、事業者との契約を行っていない場合について、どのように考えればよいか。

(答) 厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の「企画管理編」、「15. 技術的な安全管理対策の管理」に基づいて作成された院内の運用管理規程を添付資料とすること。なお、当該規程には、オフラインでの保管を行うにあたっての具体的な運用方法(追記不能設定がなされたバックアップ用機器又はクラウドサービスを利用する場合にあっては、当該機器又はサービスの機能の詳細や非常時の復旧方法)に関する記載が含まれていること。

看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料関係

【ベースアップ評価料】

問1 「疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和6年3月28日事務連絡)別添2の問6において、「届出時点において『賃金改善計画書』の作成を行っているものの、条例の改正が必要であること等やむを得ない理由により算定開始月からの賃金改善が実施困難な場合は、令和6年12月までに算定開始月まで遡及して賃金改善を実施する場合に限り、算定開始月から賃金改善を実施したものとみなすことができる。」とあるが、「条例の改正が必要であること等やむを得ない理由」に労使交渉を行っているものの、やむを得ず妥結していない場合も含まれるか。

(答) 含まれるが、届出時点において「賃金改善計画書」の提出が必要。ただし、「疑義解釈資料の送付について(その2)」(令和6年4月12日事務連絡)別添2の問5のとおり、労使交渉妥結後に修正した場合は、「賃金改善計画書」含む届出様式一式を速やかに再度地方厚生(支)局長に届け出ること。

問2 「疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和6年3月28日事務連絡)別添2の問6において、「原則算定開始月から賃金改善を実施し、算定する月においては実施する必要がある。なお、令和6年4月より賃金の改善を行った保険医療機関又は訪問看護ステーションについては、令和6年4月以降の賃金の改善分についても、当該評価料による賃金改善の実績の対象に含めてよい。」とあるが、令和6年7月以降に届出を行った場合も令和6年4月以降の賃金改善分について、当該評価料による賃金改善の実績の対象に含めてよいか。

(答) 令和6年6月から令和7年3月までに算定を開始した場合、令和6年4月以降の賃金改善分について、当該評価料による賃金改善の実績の対象に含めてよい。

調剤報酬点数表関係

【特定薬剤管理指導加算】

問1 特定薬剤管理指導加算3の「イ」又は「ロ」について、当該患者が継続して使用している医薬品ではあるが、当該医薬品に関して、保険薬剤師が重点的な服薬指導が必要と認め、当該加算の算定要件を満たす説明及び指導を行った場合、初回に限り算定できるか。

(答) 算定可能。

問2 長期収載品の処方等又は調剤について選定療養の仕組み(以下「本制度」という。)が導入される令和6年10月1日より前の時点で、本制度の対象となる医薬品について患者に対して説明を行った場合、特定薬剤管理指導加算3の「ロ」は算定できるか。

(答) 本制度に関し、調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に対し、当該患者が求める情報について必要かつ十分な説明を行えば算定することができる。

なお、本制度に関する運用上の取扱い(患者が支払う額の具体的な計算方法等)については今後更に周知する予定であるので留意されたい。

訪問看護療養費関係

【訪問看護管理療養費】

問1 令和6年3月31日時点において指定訪問看護を行う訪問看護ステーションであって、訪問看護管理療養費1の基準を満たしていない事業所が、「訪問看護管理療養費1の基準については、令和6年3月31日時点において現に指定訪問看護事業者が、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所については、令和6年9月30日までの間に限り、訪問看護管理療養費1の基準に該当するものとみなす」との経過措置により訪問看護管理療養費1の届出を行っている場合において、経過措置終了（令和6年9月30日）までに、訪問看護管理療養費1の基準を満たすこととなった場合、令和6年10月以降に引き続き訪問看護管理療養費1を算定するに当たり、改めて届出を行う必要はあるか。

(答) 届出時点で訪問看護管理療養費1の基準を満たしていなかったが、経過措置終了までに基準を満たすこととなった場合は、令和6年10月1日までに改めて、訪問看護管理療養費1の基準を満たした届出を行う必要がある。

問2 令和6年3月31日時点において指定訪問看護を行う訪問看護ステーションであって、訪問看護管理療養費1の基準を満たしている事業所が、経過措置期間中に訪問看護管理療養費1の届出を行っている場合において、令和6年10月以降に引き続き訪問看護管理療養費1を算定するに当たり、改めて届出を行う必要はあるか。

(答) 改めて届出を行う必要はない。

事務連絡
令和6年6月20日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その9）

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発 0305 第4号）等により、令和6年6月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添1から別添2までのとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料関係

【ベースアップ評価料】

問1 「疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和6年3月28日事務連絡)別添2の問1において、ベースアップ評価料による収入について、人事院勧告に伴う給与の増加分に用いて差し支えない旨があるが、当該評価料による収入が人事院勧告に伴う引き上げ水準を上回る場合であっても、人事院勧告のベア水準を理由として当該評価料の算定を見送るのではなく、当該評価料を算定した上でその収入による賃上げを実施することは可能か。

(答) 自治体病院の職員の給与については、関係法令に定める均衡の原則等の給与決定原則に基づき、人事委員会勧告等を踏まえ、各地方公共団体において適切に対応することとなる。

(参考) 「疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和6年3月28日事務連絡)別添2

(問1) 「診療報酬の算定方法」別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)における「O100」外来・在宅ベースアップ評価料(I)、「O101」外来・在宅ベースアップ評価料(II)及び「O102」入院ベースアップ評価料、「診療報酬の算定方法」別表第二歯科診療報酬点数表(以下「歯科点数表」という。)における「P100」歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)、「P101」歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)及び「P102」入院ベースアップ評価料並びに「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」における「06」訪問看護ベースアップ評価料(以下単に「ベースアップ評価料」という。)の施設基準において、「令和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期昇給によるものを除く。)を実施しなければならない。」とあるが、ベースアップ評価料による収入について、人事院勧告に伴う給与の増加分に用いてよいか。

(答) 差し支えない。

医科診療報酬点数表関係（不妊治療）

【一般不妊治療管理料】

問1 「B001」の「32」一般不妊治療管理料、「B001」の「33」生殖補助医療管理料、及び「K838-2」精巣内精子採取術の施設基準における「国が示す不妊症に係る医療機関の情報提供に関する事業に協力すること」とは、具体的には何を指すのか。

(答) 現時点では、令和6年6月19日にこども家庭庁成育局母子保健課より発出された事務連絡「不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について」が示す事業に協力することを指す。

なお、これに伴い、「疑義解釈資料の送付について（その52）」（令和5年6月28日事務連絡）別添の問1は廃止する。

事務連絡
令和6年6月21日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

感染症免疫学的検査の取扱いについて

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示（令和6年 厚生労働省告示第57号）別表第一（医科点数表）において、「D012 感染症免疫学的検査」の一つとして「28 ノロウイルス抗原定性、インフルエンザ菌（無莢膜型）抗原定性、SARS-CoV-2抗原定性」が規定されているところである。

これに関して、令和6年6月21日付けで薬事承認された下記の体外診断用医薬品については、令和5年5月8日の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの見直し以前に承認申請が行われていたことを踏まえ、令和6年6月21日より保険適用することとするので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

記

「Rapi COVID-19検査キット」（ローゼンバーグメディカル株式会社）